

建築確認検査業務手数料規程〔暫定版〕 平成19年6月25日

第1条	(趣旨)	<p>この建築確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)は、<u>株式会社東京建築検査機構(以下「TBTC」という。)</u>が建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)が計画する、建築物、建築設備及び工作物(以下「建築物等」という。)の確認審査、中間検査及び完了検査等の業務(以下「確認検査業務」という。)を受託するに際し、乙が別に定めた建築確認検査業務約款(以下「業務約款」という。)及び建築確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。</p>
第2条	(建築物に関する確認の申請手数料)	<p>業務規程第7条第1項第1号イ(第16条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に定める建築物に関する確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、別表第1に掲げる額とする。</p> <p>2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)建築物を建築する場合(2号～4号)に掲げる場合及び移転の場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(3)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(4)建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一。</p> <p>(5)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>3 構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合においては、建築場所のある都県毎に、知事が定める判定手数料額又は知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料額に、5000円を加えた額を判定に係る経費として、前項の規定による額に加算する。判定を要する建築物については、2以上の部分がエキスパンジョイント等により、相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として適用する。</p> <p>4 判定を要する建築物の審査において、TBTCが確認審査中で何らかの事由により確認審査の終了までに判定の依頼を行わなかった場合において、当該判定に係る経費を加算した確認の申請手数料が既に支払われている時は、判定を受けるものとして加算した判定手数料相当額を申請者に払い戻す。</p>

第3条	(建築設備に関する確認の申請手数料)	<p>業務規程第7条第1項第1号口及びハに定める昇降機及び小荷物専用昇降機(その他の建築設備:法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、別表第2に定める額とする。</p> <p>1 昇降機(エレベーター、エスカレーター)</p> <p>(1)昇降機を設置する場合(2~4号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2)確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合</p> <p>(3)確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合</p> <p>2 小荷物専用昇降機</p> <p>(1)小荷物専用昇降機を設置する場合(2~4号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2)確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合</p> <p>(3)確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合</p>
第4条	(工作物に関する確認の申請手数料)	<p>業務規程第7条第1項第1号の二及びホに定める工作物の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第3に定める額とする。</p> <p>1 令138条第1項に規定する工作物</p> <p>(1)工作物を築造する場合(2~4号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2)確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合</p> <p>(3)確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合</p> <p>2 令138条第2項に規定する工作物</p> <p>(1)同項第1号に規定する工作物を築造する場合</p> <p>(2)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの</p> <p>(3)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの</p>
第5条	(建築物に関する中間検査の申請手数料)	<p>業務規程第18条に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。</p>
第6条	(建築設備に関する中間検査の申請手数料)	<p>業務規程第18条に定める昇降機及び小荷物専用昇降機(その他の建築設備:法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)の中間検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、別表第5に掲げる額とする。</p> <p>1 昇降機、(エレベーター、エスカレーター)</p> <p>(1)一の申請に係る建築設備の設置数が10以上の場合</p> <p>(2)一の申請に係る建築設備の設置数が6以上9以下の場合</p> <p>(3)一の申請に係る建築設備の設置数が2以上5以下の場合</p> <p>(4)一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合</p>

		<p>2 小荷物専用昇降機</p> <p>(1)一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が6以上の場合</p> <p>(2)一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が2以上5以下の場合</p> <p>(3)一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が1の場合</p>
第7条	(工作物に関する中間検査の申請手数料)	<p>業務規程第18条に定める工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第6に掲げる額とする。</p> <p>1 令第138条第1項に規定する工作物</p> <p>(1)同項の各号に掲げる工作物の場合</p> <p>2 令第138条第2項に規定する工作物</p> <p>(1)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合</p> <p>(2)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合</p> <p>(3)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が1の場合</p> <p>(4)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの</p> <p>(5)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの</p>
第8条	(建築物に関する完了検査の申請手数料)	<p>業務規程第26条に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、別表第7に掲げる額とする。</p> <p>(1)中間検査合格証を受けた建築物の場合</p> <p>(2)前号以外の場合</p> <p>2 別表第7床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定。又、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定</p>
第9条	(建築設備に関する完了検査の申請手数料)	<p>業務規程第26条に定める昇降機及び小荷物専用昇降機(その他の建築設備:法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)の完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の昇降機について、別表第8に掲げる額とする。</p> <p>1 昇降機(エレベーター、エスカレーター)</p> <p>(1)一の申請に係る昇降機の設置数が10以上の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(2)一の申請に係る昇降機の設置数が6以上9以下の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(3)一の申請に係る昇降機の設置数が2以上5以下の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(4)一の申請に係る昇降機の設置数が1の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>2 小荷物専用昇降機</p> <p>(1)一の申請に係る建築設備の設置数が6以上の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(2)一の申請に係る建築設備の設置数が2以上5以下の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p>

		(3)一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合
第10条	(工作物に関する 完了検査の申請 手数料)	<p>業務規程第26条に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表9に掲げる額とする。</p> <p>1 令138条第1項に規定する工作物</p> <p>(1)同項の各号に掲げる工作物の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>2 令138条第2項に規定する工作物</p> <p>(2)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(3)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(4)同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が1の場合 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(5)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p> <p>(6)同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの 同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合</p>
第11条	(遠隔地の場合の 検査申請手数料)	検査の対象となる工事が別表第10に掲げる区域内で行われる場合は、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「株式会社東京建築検査機構確認業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。
第12条	(手数料の増額)	<p>TBTCの責に負えない、予測しえない事由により審査業務量が大幅に増した時は、割増手数料を請求することができる。</p> <p>2 平成19年6月19日以前に確認申請を受理し、平成19年6月20日以降に改正建築基準法に基づいて確認済証を交付する建築物は、手数料を30%割増すものとする。</p>
第13条	(手数料の減額)	同一設計事務所又は建築主の申請手数料は、前年度建築物確認申請実績により別表11に掲げる割合で手数料を減額する。
	(附則)	この規程は、平成19年6月25日より施行する。

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）				
	建築物の用途等				
	第1類	第2類	第3類	第4類	その他
100㎡以内のもの	91,000	86,000	106,000	88,000	88,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	118,000	110,000	138,000	115,000	111,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	147,000	136,000	169,000	140,000	136,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	212,000	196,000	244,000	205,000	196,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	284,000	258,000	324,000	-	259,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	396,000	360,000	450,000	-	360,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	554,000	504,000	630,000	-	504,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	752,000	684,000	855,000	-	684,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	950,000	864,000	1,080,000	-	864,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,458,000	1,324,000	1,656,000	-	1,324,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,053,000	1,866,000	2,332,000	-	1,866,000
200,000㎡を超えるもの	2,673,000	2,430,000	3,038,000	-	2,430,000

（注）第1類：工場、車庫、市場、倉庫等。

第2類：共同住宅、事務所、店舗、体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、駅舎、百貨店、寄宿舎等。

第3類：銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウムを有するものに限る）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等。

第4類：戸建住宅。

別表第2 建築設備に関する確認の申請手数料（第3条関係）

設 備		手数料の額 (単位：円)
昇降機 (エレベーター、 エスカレーター)	昇降機を設置する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> 以外の者から受けている場合	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> から受けている場合	13,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合（第3条第2項第2～4号に掲げる場合を除く。）	10,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> 以外の者から受けている場合	10,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> から受けている場合	8,000

別表第3 工作物に関する確認の申請手数料（第4条関係）

工 作 物		手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> 以外の者から受けている場合	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を <u>TBTC</u> から受けている場合	14,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの	54,000

別表第4 建築物に関する中間検査申請手数料（第5条関係）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）				
	建築物の用途等				
	第1類	第2類	第3類	第4類	その他
100㎡以内のもの	97,000	76,000	109,000	93,000	88,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	109,000	88,000	121,000	102,000	99,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	132,000	108,000	150,000	126,000	120,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	162,000	133,000	184,000	156,000	148,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	208,000	169,000	235,000	-	189,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	259,000	213,000	294,000	-	237,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	330,000	270,000	375,000	-	300,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	429,000	351,000	487,000	-	390,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	528,000	432,000	600,000	-	480,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	871,000	712,000	990,000	-	792,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,290,000	1,056,000	1,467,000	-	1,173,000
200,000㎡を超えるもの	1,722,000	1,410,000	4,072,000	-	1,566,000

（注）第1類：工場、車庫、市場、倉庫等。

第2類：共同住宅、事務所、店舗、体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、駅舎、百貨店、寄宿舎等。

第3類：銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウムを有するものに限る）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等。

第4類：戸建住宅。

別表第5 建築設備に関する中間検査の申請手数料（第6条関係）

設 備	設置数（一の申請に係る建築設備）	手数料の額 （単位：円）
昇降機 （エレベーター、 エスカレーター）	10以上	27,000
	6以上9以下	28,000
	2以上5以下	30,000
	1	31,000
小荷物専用昇降機	6以上	18,000
	2以上5以下	19,000
	1	20,000

別表第6 工作物に関する中間検査の申請手数料（第7条関係）

工 作 物			手数料の額 (単位：円)	
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物		27,000	
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物 (乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。))を築造する場合	設置数 一の申請に係る	6以上	24,000
			2以上5以下	25,000
			1	27,000
	同項第2号(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3号(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの			34,000
	同項第2号(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3号(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの			66,000

別表第7 建築物に関する完了検査の申請手数料（第8条関係）

床面積の合計		手数料の額（単位：円）				
		建築物の用途等				
		第1類	第2類	第3類	第4類	その他
100 m ² 以内のもの	中間無(注2)	105,000	85,000	121,000	102,000	97,000
	中間有(注3)	97,000	76,000	109,000	93,000	88,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	中間 無	115,000	111,000	132,000	109,000	105,000
	中間 有	109,000	88,000	121,000	102,000	99,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	中間 無	144,000	117,000	165,000	138,000	132,000
	中間 有	138,000	111,000	156,000	132,000	126,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	中間 無	189,000	153,000	216,000	180,000	172,000
	中間 有	174,000	142,000	196,000	166,000	157,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	中間 無	231,000	189,000	262,000	-	210,000
	中間 有	216,000	177,000	246,000	-	198,000
2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	中間 無	294,000	241,000	334,000	-	268,000
	中間 有	273,000	223,000	309,000	-	247,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	中間 無	396,000	324,000	450,000	-	360,000
	中間 有	363,000	297,000	412,000	-	330,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	中間 無	517,000	418,000	580,000	-	465,000
	中間 有	478,000	391,000	543,000	-	435,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	中間 無	627,000	513,000	712,000	-	570,000
	中間 有	594,000	486,000	675,000	-	540,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	中間 無	1,003,000	820,000	1,140,000	-	912,000
	中間 有	976,000	799,000	1,110,000	-	888,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	中間 無	1,458,000	1,194,000	1,657,000	-	1,326,000
	中間 有	1,431,000	1,170,000	1,626,000	-	1,300,000
200,000 m ² を超えるもの	中間 無	1,930,000	1,579,000	2,194,000	-	1,755,000
	中間 有	1,900,000	1,555,000	2,160,000	-	1,728,000

（注意）1 第1類：工場、車庫、市場、倉庫等。

第2類：共同住宅、事務所、店舗、体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、駅舎、百貨店、寄宿舍等。

第3類：銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウムを有するものに限る）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等。

第4類：戸建住宅。

2 「中間無」とは、「中間有」以外の建築物をいう。

3 「中間有」とは、中間検査合格証を受けた建築物をいう。

4 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一とする。

別表第8 建築設備に関する完了検査の申請手数料（第9条関係）

設 備	設置数（一の申請に係る建築設備）	手数料の額（単位：円）	
		右記以外の場合	TBTCから中間検査証を受けた場合
昇降機 （エレベーター、 エスカレーター）	10以上	34,000	31,000
	6以上9以下	36,000	33,000
	2以上5以下	37,000	34,000
	1	39,000	36,000
小荷物専用昇降機	6以上	21,000	21,000
	2以上5以下	22,000	22,000
	1	24,000	24,000

別表第9 工作物に関する完了検査の申請手数料（第10条関係）

工 作 物			手数料の額（単位：円）	
			右記以外の 場合	TBTCから中間 検査証を受け た場合
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物		27,000	25,000
令138条第2項	同項第1項に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	一の申請に係る設置数 6以上	24,000	22,000
		2以上5以下	25,000	24,000
		1	27,000	25,000
令138条第2項	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの		33,000	31,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの		64,000	63,000

別表第10 遠隔地の場合の検査申請手数料（第11条関係）

都 県 名	出張費を加算する区域
埼玉県	全 域
千葉県	全 域
東京都（島嶼部を除く）	東京都23特別区を除く区域
神奈川県	全 域
茨城県	全 域
長野県	全 域
山梨県	全 域
群馬県	全 域
栃木県	全 域

別表第 1 1 申請手数料の減額率（第 1 3 条関係）

前年度の建築物確認申請件数	減額率
10 件を超える	10 %